

職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向けより一層職員の服務規律の確保に努めてまいります。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
減給 10 分の 1 5 月	教育委員会事務局 教育センター※ 課長補佐級 (39 歳)	令和 7 年 6 月下旬、宴会の場において、 以前の職場の同僚職員に対し、左顎を複数 回殴る暴力行為や、同職員を侮辱する 発言等があった。	地方公務員法第 33 条に違反し、同 法第 29 条第 1 項 第 1 号及び第 3 号 に該当

※被処分者は、処分日付けで上記所属に人事異動。

2 処分日

令和 7 年 11 月 14 日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 総務部 総務課 電 話：072-228-7435 ファックス：072-228-7890
----------------------------	--